



請願第4号

東広島市議会

議長 奥谷 求 様

請願書

紹介議員

谷 美晴

「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める請願書

【要請趣旨】

政府は現行の健康保険証を2024（令和6）年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化しようとしています。

この間、マイナ保険証に別人の医療情報がひも付けされていたケースが7312件（うち5件で個人情報が閲覧）確認され、国民に大きな衝撃を与えました。別人の医療情報のひも付けにより誤った治療や投薬が行われる危険性があり、看過できません。

医療現場において、紙レセプト請求を行う医療機関を除き、今年4月からオンライン資格確認システムを導入することが義務付けられました。全国保険医団体連合会（保団連）が6月21日に公表した「マイナ保険証による医療現場のトラブル調査・最終集計」（41都道府県・1万26医療機関が回答）では、オンライン資格確認システムの運用を開始した8437医療機関のうち65.1%（5493医療機関）が「無効・該当資格なしと表示された」などのトラブルを経験しています。

同調査のなかで、マイナ保険証のみの持参で「資格無効」と表示されたため、資格が確認できず「いったん10割負担を徴収した」との事例が1291件報告されています。現在はマイナ保険証で資格確認できない場合、健康保険証があれば確認が可能ですが、健康保険証が廃止されれば資格確認ができず、保険診療そのものが行えなくなります。厚生労働省は「マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えない場合の対応」を示しましたが、患者自らがマイナポータルの資格情報画面、または持参した健康保険証を提示するというもので、それらができる場合は「被保険者資格確認申立書」に記入するとしています。医療機関、患者双方に大きな負担となり、さらなるトラブルにつながりかねません。

また、介護が必要な高齢者や障害のある方はマイナンバーカードを取得することもオンライン資格確認を行うことも非常に困難です。健康保険証が廃止されれば十分な対応ができず必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れがあります。政府はマイナンバーカードを持たない人に「資格確認書」を提供するとしていますが、本人が申請しなければならず、有効期限があるために更新手続きが必要です。病気などの事情で更新手続きをしていなければ、保険料を払っていても「無保険者」となり、保険診療を受けられなくなります。

私たちは、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一体化するのではなく、健康保険証を残して安心して受診できる国民皆保険制度を守ることを求めていきます。

以上のことから、地方自治体法第99条に基づき、国会および政府・関係行政庁に求める意見書を採択していただくよう要請します。

2023年8月2日

広島県保険医協会
理事長 長谷 崇
広島市南区金屋町2番15号4階



広島県民主医療機関連合会
会長 佐々木 敏哉
広島市南区出汐1丁目3-16-2階



広島県医療労働組合連合会
執行委員長 濱 喜代子
広島市南区稲荷町5-5-201



議第5号 「健康保険証」の継続を求める意見書（ひな型）

「健康保険証」の継続を求める意見書

政府は令和6年秋にマイナンバーカードを健康保険証の機能をもたせた「マイナ保険証」に一本化し、現行の健康保険証を廃止しようとしています。

マイナンバーカードを巡っては、マイナ保険証に別人の情報がひも付けされた事例や、公金受け取り口座の誤登録、住民票の写しなどのコンビニ交付サービスで別人の証明書が発行されるなどのトラブルが続出しています。

こうした中で健康保険証を廃止すれば、利用者が保険資格を証明出来ずに窓口で10割負担を求められるケースや、別人の医療情報に基づく誤った診断や薬の処方の危険性も指摘されています。さらに寝たきりや認知症、一人暮らしの高齢者や心身に障がいを持つ方々は十分に対応が出来ずには必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、国民の生命に関わる深刻な事態にも発展しかねません。誰もが安心して医療が受けられる「国民皆保険」の土台を揺るがす重大な問題です。

誰もが安心して医療を受けることができる社会保障制度を維持するため、「健康保険証」を継続することを国に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

(自治体名) 議会